



令和 7 年度第 1 回神奈川県医療審議会 報告資料 2 - 1

報告：医療介護総合確保促進法に基づく令和 7 年度 神奈川県計画（医療分）策定の概要

1 概要

- 令和6年度第3回の神奈川県保健医療計画推進会議（3月3日開催）において、令和7年度の基金活用事業についてご協議いただき、国へ事前申請（要望額の提出）を行った。
- その後、**令和7年8月29日付けで厚労省より内示があり、**本県が予定する事業はすべて実施可能となった。
- 今般、内示を受けて国に提出する令和7年度基金活用計画の概要を整理した。

2 令和7年度計画額

(単位：千円)

事業区分 (区分間の流用は不可)	国への要望額	内示額 = R 7 計画額(A)	過年度計画 活用額(B)	執行予定額 (A + B)
I - 1 病床の機能分化・連携	35,112	35,112	3,444,012	3,479,124
I - 2 病床機能再編の支援	0	0	0	0
II 在宅医療の推進	252,924	247,866	145,095	392,961
IV 医療従事者の確保・養成	1,396,268	1,368,343	1,813,919	3,182,262
VI 勤務医の労働時間短縮	1,048,995	1,048,995	239,208	1,288,203
計	2,733,299	2,700,316	5,642,234	8,342,550

3 令和7年度計画策定の基本的な考え方

【基本的な考え方】

- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ、必要な取組を行う。

【県全体の目標】（医療分）

- ＜区分Ⅰ－１＞ 急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。
- ＜区分Ⅱ＞ 在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、体制充実を目指す。
- ＜区分Ⅳ＞ 不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。
- ＜区分Ⅵ＞ 医師の時間外・休日労働時間の上限規制等に対応し、勤務医の働き方改革の推進の取組を促進する。

※ ＜区分Ⅲ＞ 介護施設等の整備に関する事業
＜区分Ⅴ＞ 介護従事者の確保に関する事業 については、「介護分」の事業として別途取りまとめを行い、県計画に掲載する。

4 令和7年度計画の概要

○ 全県において不足しているとされる回復期病床への転換や、人材確保に向けた取組等に対して、医療介護総合確保基金を活用し事業を実施。

医療介護総合確保基金(医療分)の体系図<区分ごとの概略> R7年度事業総額:8,364,823千円

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(3,504,475千円)

- ・回復期病床等転換施設整備費補助【拡充】
- ・病棟等転換準備経費支援事業
- ・病床機能分化・連携推進事業費補助(川崎・県西)
- ・地域医療介護連携ネットワーク構築費補助
- ・慢性腎臓病診療連携事業費補助
- ・地域医療提供体制データ分析事業費【新規】

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業(392,961千円)

- ・地域在宅医療推進事業費補助
- ・在宅歯科医療連携拠点運営事業費
- ・要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備整備費補助
- ・小児等在宅医療連携拠点事業費
- ・在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助
- ・在宅医療退院支援強化事業費補助
- ・在宅医療提供体制整備費補助【拡充】
- ・医療的ケア児者歯科人材養成事業費【新規】

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業(3,179,184千円)

医師

- ・地域医療支援センター運営費
- ・地域医療医師修学資金貸付事業費
- ・小児救急病院群輪番制運営費補助(二次)
- ・産科等医師修学資金貸付事業費
- ・勤務環境改善医師確保対策事業費補助【新規】

歯科

- ・歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助

看護

- ・看護師等養成所運営費補助
- ・看護師等養成所施設整備費補助
- ・院内保育事業運営費補助
- ・看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助
- ・看護業務等ICT導入支援事業費補助
- ・看護補助者確保事業費
- ・かながわ地域看護師養成事業費補助【新規】

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(1,288,203千円)

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助
- ・地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助 他1事業

【参考】令和7年度計画策定に係るスケジュール

	4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月
R 6 年度	アイデア募集	県による事業化検討	県予算案の調整	「調査票」について協議(3/3)
R 7 年度	国に「調査票」提出(4/14) 国による配分に向けた調査(2～4月にかけて)	厚労省内示(8/29) 計画策定の概要について保健医療計画推進会議で協議(9/30)	国に「計画」提出(10～11月頃) 国交付決定(未定(年明け頃))	※令和7年度計画(案)に新たに位置付けた事業は、国の内示後から事業開始が可能

【参考】新たな地域医療構想等のスケジュール

(R6.12.3第13回新たな地域医療構想に関する検討会資料1抜粋)

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

